

令和8年度 「保土ヶ谷高等学校 不祥事ゼロプログラム」

保土ヶ谷高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

保土ヶ谷高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は校長及び副校長・教頭・事務長を補佐する。

2 目標及び行動計画

① 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）

ア 目標

「公務員・社会人としてあってはならない非違行為の防止」を重点項目とし、公務員としての自覚を確認し、社会人として法令等の遵守を徹底し、すべての校務外非行を未然に防止する。

イ 行動計画

- (1) 「教育委員会～事故・不祥事防止3ヶ条～」 「神奈川県職員行動指針」 「県職員の心構え」を配布・確認し、事故防止に向けて全職員に意識啓発、注意喚起を行う。
- (2) ポイントを絞った不祥事防止チェックリストを用いた個人点検を実施し、職員に法令等の遵守を呼びかける。また、職員による不祥事防止標語の作成を行い意識の向上を図る。
- (3) 電話対応において最初に所属名及び名前を名乗ることを徹底する。

② 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

ア 目標

職員が能力を十分に発揮できるような良好な勤務環境づくりを促進するため、職場のハラスメント防止にむけて組織的で恒常的な取り組みを行う。

イ 行動計画

- (1) ハラスメントに関する職員研修を行い、正しい知識を全員が持ち、常に全員がハラスメントリスクに対するアンテナを張っている状態をつくる。
- (2) 同僚性を築くために管理職や職員同士でお互いの変化に気づきあえる風土をつくる。
- (3) 従業員同士が意思疎通できる風通しのよい職場をつくる。

③ 児童・生徒に対するわいせつ、セクハラ行為の防止

ア 目標

わいせつ・セクハラ行為を未然防止について当事者意識を持って取り組み、決められたルールを遵守し、児童・生徒へのわいせつ・セクハラ行為を行っている職員はゼロを目標とする。

イ 行動計画

- (1) 職員啓発資料をもとに、スクールセクハラに対する意識の啓発を所属教職員全員に対して実施する。
- (2) 複数での生徒指導、準備室の整理整頓や適切な使用管理を徹底する。
- (3) 生徒に対する携帯電話、電子メール、SNS等について適切な使用の徹底を図る。

④ 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標

生徒の人権を尊重する意識の向上を図り、適切な指導を心がけ体罰、暴言等の不適切な指導の徹底防止に努める。体罰・不適切指導を行っている職員はゼロを目標とする。

イ 行動計画

- (1) 人権教育研修を経験した受講者より生徒の人権を中心にした研修会を実施する。
- (2) 映像資料等の人権教育教材をもとに、所属教職員全員対象の校内研修を実施する。
- (3) 新聞発表などの情報を職員全員に周知し、日常的に意識の向上を図る。

⑤ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故防止

ア 目標

入学者選抜業務をはじめ、成績処理、進路関係書類作成に適切な点検体制を整備し、全職員が使命と役割を自覚してミスのない業務を行う。また、正確で遅滞のないような業務遂行を徹底する。

イ 行動計画

- (1) 各業務においてマニュアル等を厳守した業務を行い、入力データがある場合は、複数の職員で確認しながら作業を行う。
- (2) 入学者選抜業務、調査書発行については、教職員と事務が協力してミスのない業務遂行を徹底する。
- (3) 調査書および就職応募書類等の作成に必要な日程を関係職員に明示し、作業期限の厳守を徹底する。
- (4) 入学者選抜業務、調査書および就職応募書類等の作成に係るチェック体制と方法を確認するとともに、確認したものの押印を徹底することでミスの防止を図る。

⑥ 個人情報等の管理・情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）

ア 目標

機器の管理を含め、電子情報の適切な取扱い及び管理の徹底に努め、個人情報流出等の事故を未然に防ぐ。

イ 行動計画

- (1) 重要電子情報の運用・管理に係る研修会は啓発資料を使用して実施し、併せて共通利用のコンピュータについてログオフの徹底を行う。
- (2) 個人情報を扱う場合は、適切なネットワーク内でのみ活用し、管理状況を定期的に点検、確認する。
- (3) FAX 送信、書類の整理・点検は複数で行うとともに、定期試験の返却期間はシュレッダーの使用禁止を含め、誤廃棄等が発生しないようにマニュアルを整える。

⑦ 交通事故防止、酒酔い、酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

交通法規を守り、交通事故の発生を未然に防止し、酒酔い、酒気帯び運転を根絶する。

イ 行動計画

- (1) 啓発資料を配布し、全職員に交通事故防止に対する意識啓発、注意喚起を行う。
- (2) 新聞報道の事例や啓発資料を活用し、職場研修を実施することで、飲酒運転防止の喚起を行なう。

⑧ 業務執行体制の確保等

ア 目標

風通しのいい職場環境を構築し、職員間で常に情報を共有・業務確認できるような体制づくりに取り組む。

イ 行動計画

- (1) 全職員が常に当事者意識を持って業務を遂行できる職場体制の確立と、校内における組織的なOJTを推進する。
- (2) 職員不在時における生徒・保護者への明確な対応を徹底する。
- (3) 職員どうしや管理職への「ほう・れん・そう」が迅速に行われ、問題解決が速やかに実施できる体制の構築に努める。

⑨ 会計事務等の適正執行

ア 目標

私費会計の適正な執行についての共通理解を深め、チェック体制の徹底を図り、私費会計に係る事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- (1) 年度当初及び中間監査後に私費会計の適正な執行についての研修を行う。
- (2) 学校徴収金運営協議会を機能的に実施し、私費徴収等の適正な執行に努める。
- (3) 財務事務調査の結果を周知するとともに、担当者間の連絡を密にし、記帳・ファイリング等の処理を確実にを行う。

⑩ 実験・実習における事故防止

ア 目標

実験・実習における事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- (1) 実習施設・備品・準備室等の整理整頓に努める。
- (2) 排気や廃液などの処理について十分配慮し、環境汚染の防止に努める。
- (3) 生徒の安全・安心に努め、迅速に対応できる体制づくりを行う。

3 検証

(1) 中間検証

県立学校重点課題総点検等の実施結果に基づく執行体制の見直しを行う。

(2) 最終検証

2に規定する行動計画について、令和9年3月に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む）が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、令和9年度における保土ヶ谷高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。